

イギリスの若年者向け職業教育施策の系譜・現状・課題 ～Wolf Report における教育・訓練・資格と移行問題を中心に

田中 宣秀

はじめに

2010年に誕生したキャメロン政権は、財政再建を至上命題としているためか、経費が掛かる Connections Service (以下、コネクションズ・サービス)の代わりに National Careers Service(以下、NCS)を導入、また、キャリア教育 (careers education) や仕事関連学習(Work-related learning 以下、WRL)の法的規制力を解くなど、キャリア教育・ガイダンスの施策面では実質的後退が散見される。有識者の A. G. Watts (2014)は同様な見方をしており、全国キャリア協議会 (The National Careers Council, 以下 NCC) の年次報告書、*An Aspirational Nations* や Ofsted の *Thematic Review* を見る限り Career Guidance (以下、キャリア・ガイダンス) の実効は、上がっていない。成果は未だしと見るべきであろう¹。

イギリスでは職業教育の定義が定まっているわけではなく (Wolf, A. P.23), キャリア教育・ガイダンスに係わる教育と職業教育を峻別することが難しいとしても、目下キャメロン政権には、職業教育 (Vocational Education) の改革を目指す強い意思が伺われる。Michael Gove 教育大臣と John Hayes 継続教育・技能・生涯学習大臣が Alison Wolf 教授に職業教育に関する諮問をしたのも一例である。

なぜ現政権が職業教育の推進に向けて熱心なのかを検証することは、本稿の目的の一つでもあるが、国の成長に関与するスキル人材の養成と EU で労働移動を可能にする教育を受けた働き手の育成を目指していることは間違いあるまい。このことは、政府の *Skills for Sustainable Growth* や政策文書 *The Plan for Growth* 等の文献からも読みとれるからである。

本稿では、グローバルな市場競争社会のなかでイギリスが移行問題にどう対処していくのか、キャメロン政権が施政方針として発表した白書、*Building Engagement, Building Futures* ならびに職業教育政策の基盤となった Alison Wolf 教授による *Review of Vocational Education- The Wolf Report* (以下、Wolf Report) をもとに、中等教育における職業教育施策の系譜・現状・課題を検証する。その上で、わが国施策に活かさないか検討したい。

1. 職業教育に関する施策の系譜

職業教育の定義が定まっていなくても²、筆者は 学力認定資格を意味するアカデミックな資格として中等教育一般修了証書 (GCSE) 等と全国職業資格 (NVQ) に対応させるためにできた全国資格枠組み (NQF) やその発展形態である資格単位枠組み (QCF) における資格を目指す職業教育プログラムや職業教育コースでの教育訓練が職業教育と理解している³。

なお、資格制度導入という視点から職業教育を振り返ると、アカデミックな資格が形成される契機となった 1944 年のバトラー (Butler) 法や高等教育の基礎的資格要件となった GCE-A と GCE-O が導入された 1951 年当時まで遡る必要があるが、本稿では資格の標準化と質確保を狙いとした全国職業資格 (NVQ) を導入したサッチャー政権以降の変遷とキャメロン政権誕生前後における職業教育施策について論及する。

1-1. 職業教育施策の史的変遷

イギリスの職業教育を論ずる場合、資格制度とは別に職業訓練 (法) まで含めると産業訓練法 (Industrial Training Act 1964)、雇用訓練法 (Employment and Training Act 1973) の成立まで言及する⁴ 必要があるが、本節では、サッチャー政権誕生後の職業教育施策について概観する。

ここで、職業教育施策を列挙すると (表 1 参照)、①歴代政権は失業者の増加対策として職業訓練を講じ、②アカデミックな教育資格と職業資格を同列に扱い、③有識者に諮問した提言をもとに緑書、白書を公表、④それを政策の土台としていることが読みとれる。

表1. サッチャー政権以降の職業教育施策一覧（筆者作成）

<ul style="list-style-type: none"> * 1981年：雇用訓練法（Employment and Training Act 1981, 白書 <i>New training initiative</i> 発表 * 1982年：技能・職業教育先導計画（The Technical and Vocational Education Initiative : TVE）発表。Voluntary Industry Organization の創設 * 1983年：青年職業訓練計画（対象16~17歳），Young Training Scheme 導入⁵，BTEC 創設 * 1985年：<i>Education and Training for the Young People</i> 発表，職業準備教育資格（Certificate of Pre-Vocational Education）導入 * 1986年：全国職業資格協議会（NCVQ）創設，GCSE 試験のシラバス公表，HMSO が Working together-Education and Training 公表 * 1997年：NVQ の試験的導入(5段階) * 1988年：MPSに代わり Training Commission を設立，Education Reform Acts 発効，雇用職業訓練実施，全国統一カリキュラム導入，達成度検証テスト実施，GCE-O レベル試験をGCSEに一本化，CBI が <i>National Targets for Education and Training</i> を発表， * 1989年：GCE-AS レベル試験実施，<i>Education and Training for the 21st Century</i>，職業訓練協議会（TECs）設立 * 1990~1991年：YTS が Youth Training と改称 * 1992年：アカデミック資格と職業資格を統合した全国一般職資格（GNVQ）が14分野で始まる（GCSE との選択制），Further & Higher Education Act 施行。 * 1994年：Modern Apprenticeships 導入⁶ * 1995年：Part one GNVQ の実践・開始（Intermediate Level と Foundation Level の統合） * 1997年：<i>Dearing Report</i> 公表，NCVQ の機能を設置された QCA(Qualification and Curriculum Developing Agency)に移行。これを機に全国資格枠組み NQF（National Qualification Framework）導入，Education Act 1997 * 2000年：The Learning and Skills ACT 2000 施行，NQF のもとに資格をアカデミック資格と職業資格に細分化，Curriculum 2000 発表， * 2001年：学習技能協議会（Learning Skills Councils=LSC）創設，卓越した職業教育・能力開発の拠点：Center of Vocational Excellence 主導で全国展開 * 2002年：GCSEに職業科目（WRL）導入，Increased flexible program for 14~16 導入，地方と経営者との連携を通し WRL 開始，Jobcentre Plus 設置 * 2003年：政策文書 <i>Opportunity and excellence</i> において14~19歳の若者に対する職業資格の改善発表，<i>21st Century Skills: Realising our Potential</i> 公表，Sector Skills Council（産業別技能協議会）創設。 * 2004年：NQF を欧州資格枠組み（EQF）に対応させるため職業資格を9段階に分類。<i>Tomlinson Report</i>，公表，Young Apprenticeships scheme(14 ~16歳を対象とした2年間プログラム)を発表，New Deal for Skills, Vocational and Work-related learning Act, KS3にWRLを義務つける（実際はPSHEや市民性教育の中で実施），<i>Five Year Strategy for Children and Learners</i> 発表 * 2005年：<i>14~19 Education and Skills</i> 発表，New Diploma 導入（3500の資格を再編），Education Act 2005 施行 * 2006年：<i>Leitch Report</i> 公表，<i>Foster Report</i>，UKCES 創設 * 2007年：GNVQ 廃止，Further Education and Training Act 2007， * 2008年：Education and Skills Act 2008，Ofqual 創設 * 2009年：QCF 誕生，The Apprenticeship, Skills, Children and Learning Act, National Apprentice Service 設立

一方、職業教育に一段と注力したブレア政権時代における職業資格の改善は、1999年のケルンサミットで議論された生涯学習の課題やフランス、イタリア、ドイツの教育担当レベルで話し合われた高等教育システムや学生の流動化を目指したボローニア宣言（1999年）とも無関係ではない（田中，2011）。

イギリスの若年者向け職業教育施策の系譜・現状・課題
～Wolf Report における教育・訓練・資格と移行問題を中心に
田中 宣秀

その後も、ICT化を背景にグローバル競争が拡大しており、それへの対処はキャメロン政権の課題となり、影の内閣時代に検討された VET(vocational education and training)システム (Fuller, A and Unwin L, 2011) や連立政権樹立後の政府の成長方針、*The Plan for Growth* にも大枠が表れているものと理解している。

なお、EU では 1998～1999 年にかけて職業教育が議論され⁷、ブレア政権時代には白書、*21st Century Skills: Realising our Potential* が公表される。その後、*Tomlinson Report*、や *Reitch Report* 等で指摘された職業教育政策が白書、*16-19 Education and Skills* や *Further Education: Raising Skills, Improving Life Chance*⁸に反映される。

次節ではキャメロン政権誕生前に公表された主な職業教育提言について概説する。

1-2. 政権誕生前における主要な職業教育提言

キャメロン連立政府は 教育法、Education Act 2011 を制定、組織改革等を含め教育全般に関する骨格を固めるが (田中, 2014) 若年者対策に関する白書、*Building Engagement, Building Futures* を読み解く限り、職業教育政策の基盤となる考え方は、キャメロン政権誕生前に公表された職業教育に関する諸提言 (表 2) から判断すると、少なくともどの報告書も Skill と職業資格の重視という点で共通している。

表 2. 主要な職業教育提言の骨子

<p>① 1997 年 : <i>Dearing Report</i> 16～19 歳を対象としたアカデミックな資格と職業資格の統一的枠組み制度の確立を提唱。Communication skill, Numeracy, Information technology, Learning how to learn を強調。さらに、学校カリキュラム評価機関 (SCAA) と NCVQ の組織の統合を提案。これにより QCA が設立され、統合的な資格制度が確立される (JILPT 2004)。</p> <p>② 2004 年 : <i>Tomlinson Report (Final Report of the Working Group on 14-19 Reform)</i> 教育技能省は <i>Tomlinson Report</i> を受けて、2005 年に白書 <i>14-19 Education and Skills</i> 発表。14～19 歳の鍵を握るのは英語と数学、教員の評価、職業資格の地位の向上、14 分野で 2015 年までに Diploma 導入などを提唱。</p> <p>③ 2006 年 : <i>Leitch Report</i> 直面している技能労働者の不足、スキル水準の低迷といった課題に対し、失業者や就業前の若者を中心とした職業訓練政策を在職者や事業主による訓練に拡大し、ニーズに即した職業訓練プログラムと訓練の質を改善する必要性を提言。具体策として、Train to Gain などの職業訓練支援プログラムを実施、また、事業主の発言力強化のため雇用・技能委員会の創設、Sector Skills Council (業種別技能協議会) の改革、NVQ レベル 3 以上の取得の推進を要請した。システムが経営者にとって複雑かつ官僚的である Apprenticeship の改善を提言。</p> <p>④ 2006 年 : <i>Foster Report : Realising the Potential ~A review of the future role of further education colleges.</i> 20 万人の NEET、働く大人の 14% が資格を持たず、国語と数学のレベルが 1 以下の大人が 500 万人いる状況下、Clarke 教育技能大臣からの諮問を受け、A. Foster 卿が経済発展のために人的資本が必要とし、Employability と学習者の進歩に関する明確なミッション (技能と資格中心) と説明責任を求める FE 改革を提言。この提言を受け BIS 省は、白書 <i>Further Education: Raising Skills, Improving Life Chance</i> (2006) を公表</p>
--

出所：各報告書より筆者作成

2. Wolf Report の提言内容

これまで、キャメロン政権誕生以前になされた職業教育に関連する施策について概観してきたが、本章では、キャメロン政権の職業教育政策の基盤となってきた *Review of Vocational Education- The Wolf Report* の提言要旨と内容について検証する。

2-1. -Wolf Report による提言要旨

Wolf Report は、ロンドン大学の Alison Wolf 教授が Michael Gove 教育大臣と John Hayes 継続教育・技能・生涯学習大臣から諮問を受け、2011年に公表される。その序文のなかで教授は以下のような指摘をする。

- * 就学状況について、14~19歳の若者は250万人おり、その教育は職業教育とアカデミックな教育をカバーすることになるが、コホートの多くは職業教育の主題が大半で、アカデミックなGCSEに従事するのは少数である。しかも14~16歳の多くはある種の職業資格を目指しているが、GCSEプログラムに従事している者はごく少数である。
- * POST 16になると、その1/3が従来型のアカデミックなAレベルを目指し、残りの2/3は職業コースで学ぶことになる。しかし、これに対する中央からの指導ほとんどない。

さらに Wolf 教授 は以下のように、イギリスの若年者の状況について指摘している。

- * 16~17歳の多くは学校と短期就労を繰り返し、進学の間を待てるか、永久就職をするか、あたふたするばかりで結局なにも発見出来てきていない
- * 16歳以降のコホートをみると、1/4から1/3が目指すのは低いレベルの職業資格であり、その資格は労働市場に役立たない。また16歳から19歳のなかの35万人がPost16の教育システムから便益を受けていない
- * 英語と数学のGCSE資格(A*-C)は若者の雇用と教育にとって基盤をなすものであるが、KS4の修了時点で両科目の資格を持っているのは50%以下であり18歳時点でも50%に達していない。16~18歳のコホートのなかで達成しているのがわずか4%である。

こうした状況を指摘したあとで、Wolf 教授は27の提言をする。

要旨は以下の通り、職業教育の改善、学校が専門家に直結、若者は労働市場に対応した高レベルの教育と訓練を受けるべきとする。

- * KS4の段階ではアカデミックな資格であれ、職業資格であれ、種々の資格を明確に区別すべきこと
 - * 14~16歳は幅広く教育を受けるべきで、専門化する必要はない。さらに、16~19歳の生徒は、完全に職業的なプログラムに従う必要はなく、フルタイムの教育がイギリスの16~17歳にとってノルマ・規範であり技能に進む可能性を有していれば良いこと、
 - * 達成度の低い学生は、英語と数学と仕事体験に集中すべき、
 - * QTLSを持っておらず、本来教師でないが、質の高い専門家による職業的内容を指導する規則を明確にし、かつ評価すべきである⁹
 - * フルタイムの学習に打ち込む16~18歳の生徒に対し、真正な仕事体験を提供し、弾力的に地方の経営者に償還するようなモデルを構築すべきである
 - * 経営者との結びつきを強めるべきで、各カレッジと学校において職業賞(vocational awards)に使われる評価・授与プロセスは地方経営者を巻き込むべき
- なお、次節では27の提言内容を詳述する。

2-2. 提言の詳細

<提言1>：教育省は、アカデミックな資格であれ職業教育の資格であれ、KS4段階の実績指標(Performance Indicator)に貢献できるものと出来ないものを明確に区別すべきである。またその決定の基準は明白で、かつ公表されなければならぬ。また、外部団体との相談並びに認知を含め、幅と深さに考慮しなければならないが、同時に全ての申請者に適用される国の基準を確保するための評価と証明作業も含まれるようにしなければならない。

<提言2>：学校は、KS4段階において、実績評価目的として認知されようがなかろうが、認定資格を有する授与団体(Awarding Body)に対し、法的規制力・健全かつ安全な要請にしたがい、資格を自由に申しでるべきである。

イギリスの若年者向け職業教育施策の系譜・現状・課題
～Wolf Report における教育・訓練・資格と移行問題を中心に
田中 宣秀

- <提言 3> : 認定資格リスト以外の Non-GCSE/iGCSE 資格¹⁰は、合計かつ平均されたスコアを使う個々の学生の成績評価 (score) に限定的に加味されるべき。そうすれば生徒が進級の基盤とする一般評価へ近づくことになる。同時にポイントベースの測定は、生徒が多数の資格を取得したいというインセンティブにはならないし、学校は、プログラムとして実践的で職業的なコースを推薦できることになる。
- <提言 4> : 教育省は、16 歳で level 2 まで直接的に進級できる割合を増やすことを目的とし、KS4 の学生について下から 5 分の 1 の生徒に対する政策を見直すべきである。実践運営の指標とシステムは、経営者には認められていないが、進級のため学校で受入れているコースと資格取得のために成績の悪い生徒を振り向けるような動機を学校に与えてはならない。
- <提言 5> : 16~18 歳の職業プログラム (A level, Pre-U, IB 以外で、Foundation learning を含む) における全般的な学習プログラムは、内容、全体構成、評価基準、接触時間など、一連の一般原則によって統治されるべきである。この原則を守ることができれば、教育機関は、認可授与団体に対し自由に資格を申し入れることができる。
- <提言 6> : 全日制のフルタイムの勉学に勤しむ 16~19 歳の生徒は、完全に職業的なプログラム、ないし全国職業基準 (National Occupational Standard, 以下、NQS) を直接反映するコースに準拠したプログラムに従う必要はない。
こうしたプログラムは、指導時間において少なくとも一つの資格、つまり教育ないし技能による雇用に進む可能性を有していればよい。パートタイムの学生、ないし労働を主体とした学生に対する対応は別であり、学習プログラムは別途検討されるべきである。
- <提言 7> : IDD や正規の教育に遠く離れた生徒を含め達成度の最も低い学生は、英語と数学と職業体験に集中すべきである。奨学支援金と測定評価は、資格の数よりも数学・英語などのコアの領域と就職実績に焦点が当たるよう修正すべき。
- <提言 8> : 教育省と BIS 省は、Apprenticeship の枠組みを構成している現在の一般教育が、継続教育ないし高等教育に進みたいと願う多くの若者、16~19 歳の訓練生 (以下、Apprentices) にとって、どの程度まで満足しているか、検証・評価すべきである。
政府が Apprenticeship を通しての成長を約束しているとするならば、経営者と特殊な職務要求との関連における役割を担う産業別技能協議会 (Sector Skills Council) によって構想される枠組みである限り、決して十分ではない。枠組みの見直しに関し、弾力性と説明責任を地方の労働市場と労働条件に対して増やすよう方策がとられるべきである。
- <提言 9> : 英語と数学で GCSE の S*-C を取得していない 19 歳以下の学生は、プログラムの一部としてこれらの資格に結びつくコースを追求、ないしは将来の GCSE に結びつき、成果が提供されるコースを追求すべきである。
後者のコースは、根本的な内容と範囲を示してきた英語と数学の資格に基本を置くべきである。Key Skills はこの文脈において適当な資格として考えてはならない。教育省と BIS 省は、Apprenticeship の枠組みに要求される最高のものを導入していくよう検討すべき。
- <提言 10> : 教育省は、数学教師に対する継続的専門開発、CPD (Continuing Professional Development) に向けての支援を継続し、可能であるならば現在の支援レベルを増強すべきである。特に 16 歳以降の学生を指導するカレッジや学校の教育スタッフに対して特別な配慮をすべきである。
教育省と BIS 省は、英語と数学の POST16 の CPD 活動に対しジョイントでの奨学支援の可能性を議論すべきであり、特に Apprentice や若者とと同じく成人をも入学させようとする一般の継続教育機関 (FE colleges) に対しては議論していくべき。
- <提言 11> : 16~18 歳のフルタイム学生に対する奨学支援は、支援プログラムに基づき、学生あたりの支援金レベルをもとになされるべきである。勿論、コースの内容関連コストならびに志の高い学生グループの差異によって調整されるべきものである。奨学支援 (Funding) はその学生に対してフォローすべきもの。
- <提言 12> : 学生が追求する資格の level やタイプという面で、それがいかなるものであれ、若者プログラムに制限がなされてはならない。生徒や Apprentice がテーマや領域を変えるために横道にそれ

ることが彼らの選択であり、それが彼らにとって相応しいのであれば、これは適切ということになる。

<提言 13>：時間を基準とする教育（含む Apprenticeship）を活用できない若者は、19歳になるまで、後に教育を受ける際に対応する単位（credit）が付与されてよい。BIS省が設けた学生番号・成績という現行システムは継続されるべきである。

<提言 14>：16~18歳の Apprentice を受け入れる経営者は、直接であれ間接的であれ、賃金を支払うべきである。フルタイムの教育参加を自由に活用する権利を有する年代層に対し教育コストを負担することになっているからである。

その場合の支払いは、広い意味の教育コストとして16~18歳の Apprentice が、明確に認知された Off-job training 教育として受け取るものであり、広い意味の移行コストになっている。

<提言 15>：教育省と BIS 省は Apprentice の契約上の手続きを、国際的な慣行を参考にして、効率性を増す目的を念頭に管理し余計な支出を排除するようにすべき。

<提言 16>：教育省と BIS 省は、可能であれば団体訓練協会（Group Training Associations）を通して早急に打ち合わせ、企業グループが訓練の直接的な提供者となり、訓練指導金（training provider payment）を受取れるようにすべきである。

<提言 17>：現在、QTS 資格をもっている教師は、継続カレッジで教育できるが、同時に継続教育機関対応の QTLS を所持している教師が学校において教えることができるようにすべきである。現在は教えることができないからである。こうすれば、学校は専門性を有した教員を採用して、不規則にカレッジに行かすことなく学校レベルのコースで指導することができる。

<提言 18>：本来教師でもなく QTLS を持たないが、質の高い専門家が職業的な内容を指導する規則を明確にし、かつ評価すべきである。多くの学校は、有給の教員スタッフの追加的存在を求めずに、コースの一部として教える専門家を起用することは不可能であると信じている。だからこそ、産業界が真に望む標準に達する質の高い職業教育を施せる機会も減らすことになっている。

<提言 19>：16歳以下の生徒を抱え込めるようカレッジの法的権限を明確にし、奨学支援続きが可能になるようにすべきである。16歳以下の学生を入学させるカレッジは、単独であれ、学校と共同で実施するのであれ、KS4 のフルプログラムの提供を義務付けるべきで、かつ、学校と同じ実績をモニターする体制に従わせるべきである。

<提言 20>：KS4 以後（16~18歳）の生徒並びに14歳で入学する学生・生徒を抱えようとする全ての教育機関は、以前に在籍した学校名並びに取得した資格と平均の成績を公表すべきである（教育機関ベースというよりはコース関連で行われるべきもの）。

<提言 21>：教育省は、Apprentice ではなく、フルタイムの16~18歳の生徒に対し、真正なる仕事体験（work experience）を提供し、地方の経営者に奨学支援ファンド（core funds）を用い弾力的に払い戻すモデルを構築すべきである。

ほとんどの若い人が16歳でフルタイムの労働に就かない現状に鑑み、学校とカレッジは、年齢の高い学生に長期インターンシップに優先的に行けるように鼓舞すべきである。また政府も KS4 の学生に法的規制力のある仕事関連学習（WRL）を提供するようにすべきである¹¹

<提言 22>：教育省は、Ofqual に対し、個人の職業資格を付与する業務を辞めるようにして資格授与団体に集中するようにすべきである。特定の資格について関心を有している場合は Ofqual が引きつづき介入すべきである。

<提言 23>：14~19歳に付与され YPLA¹² 経由支援金が支給される資格は、将来、QCF に従うことにならないのか、GCSE, A level, Diploma といった別の資格領域に属するのか、教育省は明確しておくべきである。しかもこうした資格は、認可された資格授与団体(AB)によって提供されるべきである。

緊急で一次的な方策として、教育大臣は、96条に基づき、SSCsによって認められず、従って認可されていない資格の奨学支援を認可すべきである。というのも、これら資格は職業教育システムの中で重要な役割を果たし、かつ経営者や高等教育によって価値のある基本資格どなっているからである。

イギリスの若年者向け職業教育施策の系譜・現状・課題
～Wolf Report における教育・訓練・資格と移行問題を中心に
田中 宣秀

- <提言 24>：教育省・BIS 省は、若者の教育と訓練における全国職業基準（NOS）の相応しい未来と役割について議論すべきであり、また全国の経営者団体（SSC ばかりでなく）や地方経営者団体も資格のあり方について検討しておくべき。
- <提言 25>：Ofqual（Office of Qualification and Examination Regulation）を監督する規定は事前に吟味され、規定する者と大臣の責任について明確にしておくべき。
- <提言 26>：教育省は、学校での上の層から下の層へ全体の配分に焦点を当てた実績指標（performance indicator）を導入すべき。
- <提言 27>：各カレッジと学校で職業賞（vocational awards）に使われる評価・授与プロセスは普段から地方経営者を巻き込むべきである。また、授与団体は再確認を求められる際には、如何に地方の経営者が資格の展開と特質化に直接絡んでいるか公表すべきである。

3.Wolf Report に対する政府の対応

2011年3月に発表された Wolf Report に対し、政府は全面的に賛意を表し、5月には回答文書、*Wolf Review of Vocational Education, Government Response* を発表する。これによれば、政府の白書、*Importance of Teaching* の冒頭の文言を引用し、「教育改革を成し遂げることによってこそ、子どもたちは市民という平等な地位をしめ、キャリアを形成し、自分の人生の主人公となることができる。同時に、職業教育改革なくしてこの目的を達成できない。従って、誰もが優秀な教師がいる優れた学校に通う機会をもち、世界標準のカリキュラムのもとで18歳までに学び、誰もが技術的・実践的なコースに学ぶ機会をもつべきである」と記載する。

さらに政府は、Wolf 教授の指摘を引用し、level 5 を要求する Airbus, Network Rail, Rolls Royce などの Apprenticeships は職業教育に関する強みのある分野であり、経営者や Apprentice によって高く評価されていること、City and Islington College や Macclesfield College のような優秀なカレッジがあることに言及する。その上で、政府は、これまでの職業教育施策が失敗であり、若者達に失望を与えたことを認めたことは特記すべき事項であるとする。

本章では現状の職業教育システムの欠陥を紹介するとともに具体的な克服策について検証する。

3-1.政府が認めた従来の職業教育システムの欠陥

政府が回答文書のなかで以下の6項目を挙げたが、イギリスにおけるこれまでの職業教育政策を考察する際に、極めて重要な示唆を与えるデータ T として紹介したい。

- ① 専門性の高い分野においてその専門に相応しくない教師によって様々に教育されていること
- ② 大人のニーズにより計画されたコースや資格を有する若者はすでに就職して日々使うスキルを磨いている、継続教育機関に進む道はなく、就職する道がないこと¹³
- ③ 若者の将来を支援する資格がなく、成績や奨学金で惹きつける資格を知らせる負のインセンティブとなっていること
- ④ 雇用にとって基本的に重要な英語と数学の学習において落後してしまい、十分な基礎学力のない学生がいること。
- ⑤ 16~18歳向けの Apprenticeships が充実しておらず、経営者がそのプログラムに対応しようとするインセンティブが働かないこと
- ⑥ 以上のような欠陥に加え、職業教育が簡単に選べる第二の選択（second choice）となっており、誰も信じないかもしれないが二つの資格が同価値であると強調されてきた。

3-2.政府が対応する基本方針

政府としては、「経営者、高等教育機関、親、学校長の目でみて職業教育の価値を下げることになる資格について、アカデミックな教育と職業教育の同一性を主張するつもりはない。試みておらず信用されていない資格を作るつもりもなく、この国における得意分野の実践から学び、改良していきたい」との方針である（DfE,2011a,P.3）。具体的に次の3事項を掲げている。

- ① 全ての若者が英語と数学を学び19歳までに理想的にはGCSEのA*-Cをとる。この資格を直ぐに取れない若者に対しては後でGCSEに進めるよう質の高い英語と数学の資格をつくる。そのための改革も進める¹⁴。
- ② 職業教育の価値をさげる結果となってきた負のインセンティブを無くすように実績表（performance table）と奨学支援のルールを変更する。
- ③ Apprenticeships に関する他国の経験を吟味し官僚的な態度を改め、経営者が引き受けられるようにする。

政府は以上の基本方針にもとづき、*職業資格（14~19 Vocational Qualification,）、*カリキュラム（16~18 Curriculum）、*成績の上がらぬ生徒への対策（Lower Attaining Pupils）、*奨学支援（16~18 Funding）、*Apprenticeships、*学校における職業指導教育の強化（Vocational teaching in Schools）、*16歳以前でもカレッジにおいて学ばせること（Enrolling students in Colleges pre-16）、*仕事体験（Work Experience）、*Ofqualと資格改革（Ofqual and Qualifications Design）、*実績指標の改善と公表（Performance Indicators and Public Information）を具体策として掲げている。

次節では、キャメロン政権の職業教育に関する克服方策の概要を紹介する。

3-3. 政府の具体的な克服方策

① 職業資格（14~19 Vocational Qualification）

14~16歳の若者は将来の学習の基礎となる幅広くバランスがとれた教育が必要で、多くの若者はアカデミックな教育が主体であって職業教育が補完されるべき。生徒は、継続学習ないし技能職に進めるよう価値があり敬われる職業資格が提供されねばならない。

内容、評価、進展の機会という意味で最高のアカデミックな資格と比肩される職業資格に取組んでもらいたいもの。その優れた資格とは、外部評価を含め厳しくlevel3まで進むことができ、経営者や大学から評価され、厳格で深みと幅があり、アカデミックな資格を補足するような資格を望ましいと考えている。

② カリキュラム（16~18 Curriculum,）

16~18歳に対して理路一貫し、十分に検討されたプログラムを受けるようにすることは、教育に幅と深みを確保する上で重要で、それが労働環境の変化や生涯にわたるキャリアに対応できるようになる。

急激に変化する労働環境や22歳の時点でどのようなキャリアになるか、正確に分かる16歳の若者が少ない。このことは、18歳までに幅を広げ、専門性にそって選択できるように学習させるべきということを意味する。全ての18歳が英語と数学を含め（たとえ16歳でGCSEが取得できていなくても、将来進展できる基礎をもてるよう）幅広いプログラムを確認したい。この原則をさらに洗練したものになるよう高等教育機関、学習支援者、経営者、Ofqualやその他有識者と相談していく。

③ 成績の上がらぬ生徒への対策（Lower Attaining Pupils,）

全ての若者は最初の出発点の如何に関わらず自らの才能は伸ばさねばならない。16歳までにGCSE levelの資格がとれない若者にこそ最大の支援をしていきたい。

さらにこうした若者には質の高い仕事体験と英語・数学の達成のためのプログラムを研究していく。

④ 奨学支援（16~18 Funding）

政府は16~19歳の若者が、就職しようとして継続して学ぼうと、彼らの野心を伸ばすような個人にあったプログラムを用意することを約束する。その一部として繊細でバランスのとれた幅広い教育プログラムより資格を積み重ねる誤ったインセンティブを取り除く必要がある。そのため改訂をしていく。

⑤ Apprenticeships

Apprenticeshipsは、仕事のなかで学ぶ（learn in work）ベストの方法と評価されている。

最も優れたApprenticeshipsが実施される場所は最も威信の高い大学と同様に求められるべきである。

イギリスの若年者向け職業教育施策の系譜・現状・課題
～Wolf Report における教育・訓練・資格と移行問題を中心に

田中 宣秀

従って最高の Apprenticeships は威信のある大学と同様に優れていなければならないし、国際的な取組から学んでいる。Wolf 教授 が発展と柔軟性を指摘したことはもっともであり、これを支持する。

16~18 歳の Apprentice にとって一般教育の構成が、さらなる学習とキャリアへの基礎を提供すべきであることを確認する。16~18 歳の若者にとって如何なる Apprenticeships の枠組みがこの年代の研究プログラムの重要性を反映しているのか検討していく。また、現在の Apprenticeships の枠組みにどのような変化を加え、中小企業経営者に場を提供して貰うかについても検討する。

⑥ 学校における職業指導の強化 (Strengthening vocational teaching in schools)

学校が生徒のために理にかなったカリキュラムを配給するため実直な教師 (right teacher) を指名すべきだと政府は考えている。

長い間高い経験を積んだ QTLS 資格を有した教員が継続教育機関で教えているテーマ (科目) を、学校では教えること出来なかった。これは校長や支配団体が質の高い教員の指名ができなかったからである。学校における QTLS 資格を認定するには法改正が必要なのか検討する。また、学校において優秀な企業経験者による管理・示唆についての現存ルールも明確にしたいと考えている。

⑦ 16 歳以前でカレッジにおいて学ばせること (Enrolling students in colleges pre-16,)

若者が教育を受ける選択の機会をもつことは当然の権利であると認めており、後述のとおり、技術専門カレッジ、University Technical Colleges を 2014 年までに 24 校創設する予算を 2011 年度の計上したほか、14~19 歳が PBL 型の実践的学習もする Studio Schools を増設することになったのは、Wolf Report の要請によるもの。

UTC で学ぶとは、アカデミックな教育と同時に実践的な学習をすることであり、技術資格と同時にコアとなる GCSE 資格を取得することを意味する。14~19 歳が Studio Schools 実践的な学習をすれば 14 歳でカレッジが学校以上に学習機会を付与できることとなる。さらに政府は、教育機関に対して課している義務を軽減し、生徒が望む高い資質の教育を如何に提供するかについて約束する。

⑧ 仕事体験 (Work Experience)

若者全員が実際の仕事体験 (Real work experience) をし、仕事場の知識を得ることが出来る必要性を確信。純粋な仕事体験教育は、学生の研究プログラムの重要な部分であり、この目的を達成する学校やカレッジを支持する。地方と訓練提供者は 16~19 歳の仕事体験を鼓舞する使命を有している。

⑨ Ofqual と資格改革 (Ofqual and Qualifications Design) ,

市場が要求している資格に関する規則は、効率性で、リスクに配慮、基準が維持され、効果的な教育を支持されるべきある。政府の資格・試験に関する外部組織である Ofqual は規制方法をすでに変更しており、資格そのものよりは授与団体、¹⁵を如何に規制していくか相談している。

Ofqual によって規制される唯一の資格は、学校、カレッジ、若者が資格に信頼をおけるように維持される分野での確であるべきとの政府方針は変わらない。これらの資格は QCF に従順であってはならない。このことは 19 歳以降の継続教育への意欲を高める資格の重要性を下げるものではない。

若者は、雇用促進の技能 (skill) を付与するコースをとるべきであるし、国民や地方の経営者が全国職業基準 (National Occupational Standard) の進展に貢献できるようにするため、目下、雇用技能委員会 (UK Commission for Education and Skills, 以下 UKCES) , 経営者団体や Ofqual と相談している。

なお、Ofqual は、Edexcel の BTEC National, Diploma として航空操縦 や City & Guild の電気技術、配管研究、熱/換気の・資格を認めたことも公表しており、近々資格についての新しい枠組みを公表する。

⑩ 実績表の改善と公表 (Performance Indicators and Published Information)

Post 14 を提供する選択肢を知らせ、説明責任を支援するさらなる情報が必要である。政府は教育機関に対する規制の重圧を減殺し、生徒の要求に合致する高い質の教育を如何に提供できるか、自由に決められる弾力性を教育機関がもつようにすることも約束した。その点、さらに情報を提供するようにし、将来教育機関が如何に答えていくことについても再検討したい。

これからも政府は職業資格改革, Apprenticeships, 奨学支援金, カリキュラムに関して基本的な方針を示しており, 後述する職業教育の具体的施策に繋がっていく。

かくして, キャメロン政権は, Wolf 教授の指導の下で関係する教育機関と相談の上 *Study Programmes for 16-19 year olds* を発表, 支援制度を充実するとともに Apprenticeship の強化を打ち出していく。本件については5章で展開するが, その前に労働市場, 若者, 資格の動向について概観しておく。若年者向けの職業教育に関する政府の対策を外部から評価する際重要な条件となりうるからである。

なお, Wolf Report の提言ごとの政府の対応に関して纏めたものが表3である。

表3. Wolf Report 提案と政府の対応 (筆者作成)

* 14-19 歳の職業資格: 提言 1, 提言 2, 提言 3, 提言 26
* 16-18 歳のカリキュラム: 提言 5, 提言 6, 提言 9, 提言 10
* 成績の上がらぬ生徒対策: 提言 4, 提言 7
* 16-18 歳の奨学金: 提言 11, 提言 12, 提言 13,
* Apprenticeships: 提言 8, 提言 14, 提言 15, 提言 16
* 学校における職業教育の強化: 提言 17, 提言 18,
* 16 歳以前にカレッジに入学させる: 提言 19,
* 仕事体験: 提言 21
* Ofqual と資格改革: 提言 22, 提言 23, 提言 24, 提言 26, 提言 27
* 実績指標と公表: 提言 20

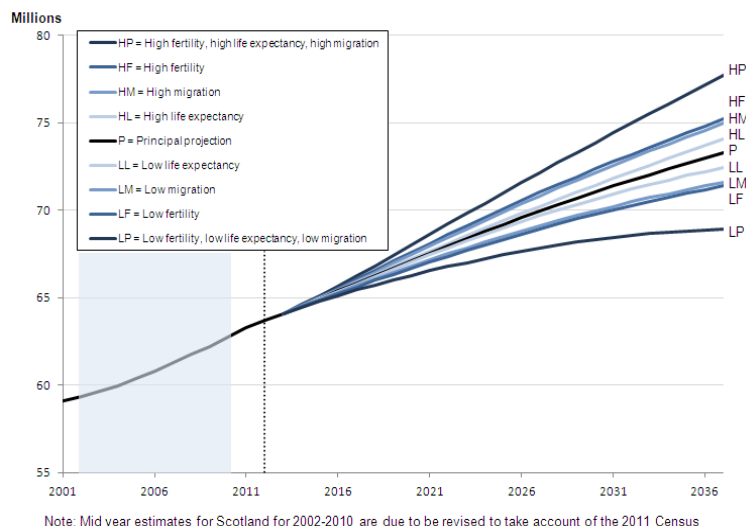
4. 労働事情, 若者, 資格を巡る動向

キャメロン連立政権は, 2011 年に *The Plan for Growth* を発表し, G20 のなかで最も競争力のある税制の確立, 金融ならびにビジネスの一等地にする, バランスのある経済にするため投資と輸出を奨励する, 欧州で最も柔軟な教育を受けた労働力を創出することを表明している。

特に教育では, Apprenticeships の支援, 世界でトップクラスの大学の地とし, 16~24 歳の若者に教育と訓練を実施, 教育達成の Gap を縮め EU における雇用規制の壁を低くすることを目指している。また, 教育システムは, 近年急激に変化する社会的かつ経済的な文脈の中で運営されているが, 多くは OECD 諸国と同一歩調をとっていることが政府発表の報告書 (DfE 2011) から分かる。

なお, イギリスにおける人口構成はバランスがとれたものであり, 当面はわが国が抱える如き少子高齢化の問題は特になく考えられるが, 財政状態が厳しく早めに対応していることは注目されてよい。

図1. イギリスの総人口推移 (出所: ONS)



4-1. 労働事情概観

労働市場に対する意味合いが経済の進捗とともに変わってくることは変化の激しい社会においては当然予想されるが、筆者が各種データから直近の労働事情を纏めてみた（表4）。

このなかで、注目すべき事項はイギリスの若年失業率 16.2%と高いこと。この説明は本稿の目的の一つであるが、後述する 14~17 歳の移行動向（図 2 参照）からも判明するように NEET がどの年齢をとっても約 8%と極めて高いことが一つの要因と考えられる。

また、賃金水準の低下、物価上昇などの事由により Working Poor の増加が指摘されている。これは移民が多いこととも無関係ではあるまい。さらに、大人の 3 割が学校修了資格を持たず、大人の半数にあたる 1700 万人が数字に弱く、500 万人は読み書きが十分でないとの指摘があるが（Leitch, 2006）階級社会における成人の就業率とも決して無関係でないと考えている。

職業訓練を施して、就労促進をはかるといふ失業対策がキャメロン政権以前のサッチャーやブレア政権が実施した諸施策と基本的に変っていないと考えている。このことは職業教育関連の提言書の概要を通して紹介してきた通りであるが、イギリス全体の職業教育施策に対する明確な効果がみられず、引き続き対策が必要との証左である¹⁶。若年者の失業率が高い要因については過去の GDP や生産性の推移などの指標をさらに検証し、別途稿を改めて論じることとする。

表 4. 労働事情概観

労働者数：2876 万人（ONS, 2013.6 月）
16~64 歳の就業率：71.5%，35~49 歳の就業率：81.9%，
16~24 歳の就業率：50.9%
失業者：197 万人（2014 年：8 月）失業率：6%
若年失業率（16~24 歳）：16.2%
Working Poor の増加（賃金水準の低下、物価上昇）
NEET(16~24) は 107~116 万人
2012 年第 3 四半期の時点で 16~18 歳の NEET は 20.6 万人、19~24 歳の
NEET は 82 万人
労働者人口の 16%（520 万人）は読み書きのレベルに達していない

出所：BIS（2011）*Skills for Sustainable Growth* 等から筆者作成

4-2 若者の動向

（1）NEET と若者の移行

①若者と NEET

Wolf Report や政府の白書、*Building Engagement, Building Future (HM2011)* では若者の動向、親や若者の願望などについて次のように描かれており、イギリス社会の一面を垣間見ることができる。

*イギリスで 2000 年に生まれた子どもの母親の 98%が高等教育への願望を持ち、また、資格を持たない 96%の母親も高等教育に対する願望は高く、子どもを大学に行かせたいと望んでいること

*仕事体験（Work Experience）や Apprenticeship への若者の願望が高く、教育と資格に対する見返りへの期待が大きいこと

親達や若者がこうした願望を有していることと NEET になることの直接の因果関係はないが、階級社会であるイギリス社会や労働者階級の家庭・地域の課題とまったく無関係ではない筈である。

16~17 歳のコホートでみると、2/5 は A level, 1/5 は BTEC level 3, ごく少数が Apprenticeship, 残りは level 1 ないし level 2 となっている（DfE, 2012）が、残りの人達の分析がさらに必要と考えられる。

NEET の要因として、基礎学力の低下を指摘する説も有る。因みに 16~24 歳で、数学は 23 カ国中 20 位、国語は 21 位であるとし、このため①仕事と教育のバランスを保つ、②教育プログラムに労働体験を入れる、③安定した職業の道開拓が必要であるという（UKCES, 2014）

15~17歳の年代で約8%の割合でNEETが存在する事由については、別途稿を改めて検証するが、NEETの状況について既述の白書で以下の通り紹介されている。

表5. NEETの動向

<p>* 16~24歳のNEETは116万人。 この内訳は、再度教育訓練と支援が必要な16~17歳が15万人、教育も職を求めない失業中の18~24歳の若者が52万人（うち25万人は6ヵ月以上失業中）、経済的に行動できない18~24歳が49万人（うち37万人は家族を頼るか病気乃至身体障害者）という構成になっている。</p> <p>* Post16の25%から33%は職業資格が低く、労働市場に価値を見出せない。</p> <p style="text-align: right;">出所：HM，2011等から筆者作成</p>

なお、NEETの定義に関してはイギリスとわが国と異なる。特にわが国のNEET数は、ロジャー・グッドン（井本・ロジャー・グッドマン，2014）が指摘するように様々な数値があるが、少なくともわが国の不登校児の数値より多く¹⁷、イギリスが中等教育に課題を抱えていることがわかる。

②若者と移行

大半の学生は教育を受け、また仕事を基盤にした学習（work-based learning）をしており、その比率は16歳で96%以上、17歳で87%以上という数字がある。しかし政府は、この数字が高いとも思っており、2015年までに雇用に必要な体験や資格を築く機会を全員が持てるようにしたいと約束しており、そのために義務教育年齢を2013年に17歳、2015年に18歳に延長している（HM，2011）。しかしながら、若年者の社会への移行はスムーズに行かず、若年失業率が高い（16~24歳で16%）ことが現状である。

Wolf Report では、15歳、16歳、17歳の時点における就学状況、就業状況、NEETの状況についての推移が別表のとおり分析されている（別図2参照）。

これによれば、義務教育の期間中である15歳の時点で就労しているものが12%、NEETが8%おり、イギリスの若者の動向を示す貴重なデータである。OECD諸国のなかでもイギリスはNEETの比率が高いことは政府も認めているが（HM，2011）がNEET対策として単独の調査はなされていないというのが筆者の現状の理解である¹⁸

なお、Wolf教授は転職の状況について、1991年生まれの62%の若者が17~18歳、18~19歳の間に部門（sector）を変わり、約40%は職を変えている。1998年から2008年の11年間で、20代から30代の始めにかけて平均仕事を3.5回変え、職業（Occupation）を2.5回、部門を1.8回変えているとしている（Wolf,A.,P37）

4-3. 資格の動向

Wolf Report では、資格について見直すべく提言がなされている（提言3.9.12.23）。本節では改めて、イギリスにおける資格制度の系譜と現状について概観しておきたい。

戦後、アカデミックな資格としてGCE-Aレベル、GCE-Oレベル、CSE、GCSE、GCE-ASレベルといった学力認定の基礎要件や高等教育の入学基礎要件を証す資格が導入されたことは周知の通りである。

図2. 若者の移行 (出所 The Wolf Report)

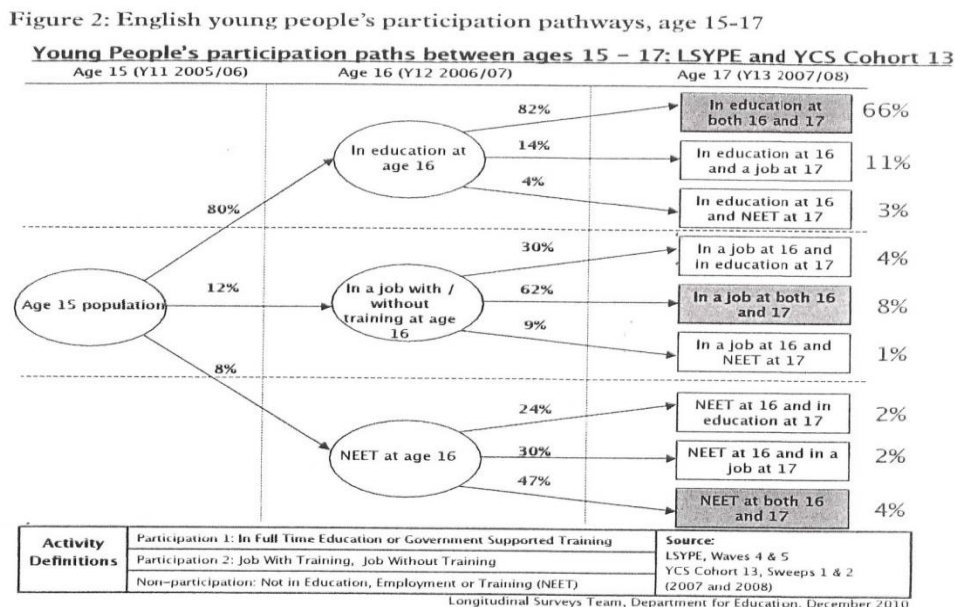


表. 6 アカデミック資格関係事項の経緯・変遷

<p>1951年：*GCE-A レベル：後期中等教育修了水準認定資格で高等教育の入学基礎要件（標準受験年齢18歳）GCE-O レベル：標準受験年齢16歳，上位20%の者が対象</p> <p>1963年：CSE(Certificate of Secondary Education) を導入。GCE の次の40%が対象</p> <p>1983年：16歳の時点で上位20%を合格とする GCE O レベル試験と CSE 試験を一本化して GCSE 試験とした</p> <p>1986年：GCSE 試験のシラバス公表</p> <p>1987年：NVQ試験的導入</p> <p>1988年：*GCSE 導入（GCE-O と CSE を統合）</p> <p>1989年：GCE-AS 導入¹⁹</p> <p>2000年：NQF のなかにアカデミックな資格と職業資格を細分化 The Learning and Skills Act 2000(96条)</p> <p>2002年：GCSE に職業科目を導入</p> <p>2011年：14~16歳の職業教育を振興するため Tech Awards 創設</p> <p>2013年：New Study プログラムの発表，教育大臣が GCSE を総合的に改訂すると発表 ~2015年から GCSE に英語，英文法，数学，科学，歴史，地理を加える</p> <p>2014年：9月からカリキュラムと学生支援（funding）を変更</p>

(注*) GCSE と A レベル資格が修了資格，

一方，職業資格については，授与機関が認定する資格は，農林水産，天然資源，建設，エンジニアリング，製造，運輸，製品・サービス，健康・社会・防衛サービス，事業サービス，通信，知識・スキルなどの各分野で約6000種類あり（JIPT2004），1980年代には大小約600の認証授与機関があった（JILPT 2014）。これ以降の資格関係事項の変遷を纏めたものが表7である。

表. 7 職業資格関係事項の経緯・変遷

<p>1983年：Business and Technology Council(BTEC)が義務教育後の資格として登場。 Full Time は Diploma, Part Time の資格は Certificate とし，A level と同様16~19歳の教育のなかで進展</p>

1986年: NCVQ が設立され、5段階のレベルと11の産業分野からなる NVQ 制度誕生 ²⁰ (JILPT2004)
1988年: NVQ 及び SVQ が本格的に導入
1992年: 職業資格とアカデミックな資格を統合した GNVQ の導入
1997年: 1997年教育法の下で Qualification and Curriculum Authority(QCA)が創設。これにより、アカデミックな資格と職業資格の峻別が社会的負担を増すとの理由から NQF を導入(8段階に細分化)
2000年: NQF のもとに高等教育資格を細分化し、9段階の分類に
2003年: 分野別の資格戦略を担う Sector Skills Council が National Training Organization に代わり創設 ²¹ 。
2005年: New Diploma の導入(14分野で3500の資格を再編)
2007年: GNVQ を解消、QCA が業務実施 (2009年まで QCA の法的機能は存続)、
2008年: 資格単位枠組み (QCF)の本格実施に向けた移行作業開始、Ofqual 創設
2009年: NQF は QCF に変更 (レベルと学習量によって細分化 ²²)
2010年: QCA が解散、機能は Ofqual に移行
2014年; Matthew Hancock 大臣が 14~16 歳の職業教育振興のため GCSE とともに学ぶ資格、Technical Awards の導入を発表
2015年: 新しい資格、Regulated Qualification Framework(RQF)の導入を発表

ここでは二つの大きな変化がみられることに注視しておきたい。

一つは 1986 年に、全国レベルでの職業資格標準化を試みる目的から全国職業資格協議会 (National Council for Vocational Qualification = NCVQ) が創設され、City and Guilds のような職業資格付与団体 (Vocational Awarding Body) が認められた。これにともない、翌 1997 年には学校カリキュラム評価局 (School Curriculum and Assessment) を吸収したことを機に、全国職業資格 (NVQ) 制度が試験的に導入されている。その管理は NCVQ が行い、NVQ は筆記試験に合格して取得する資格ではなく、事業主の下で雇用され、直接に職場で職業訓練を受け、そこでの能力が評価される仕組みとされる (本田, 2004)。

いま一つは 1996 年で Dearing 卿による資格見直しが提唱され (対象 16~19 歳)、翌年 1997 年に QCA(Qualifications and Curriculum Authority)が設置され、アカデミックな資格、職業資格および職業関連資格を一つの枠組みのなかに統合した資格体系としての NQF が構築された (JILPT2014)。かくして、資格取得者も増加していることは事実である²³。

なお、下表 8 は政府が 2016 年に入って「様々な資格を比べてみよう！」という最も一般的な資格を一欄にしたものとして WEB に掲載されたものとして紹介する。

ここでは NVQ 4 と NVQ 5 の単純な比較はできないので National Careers Service に照会せよという注釈が付されている点に留意する必要がある。また、後述するが、新しい資格 (non-GCSE) としての Technical Awards を 2017 年と 2018 の実績表 (performance table) が導入されている。

「RQF への移行期における資格分類事例 (表 8)

Level	RQF Example	FHEQ Example
8	NVQs Level 5, Vocational qualification level 8 Professional award, Certificate and diploma level 8	Doctorate (phD, Dphil, edD) BTEC Advanced
7	BTEC Advanced Professional award, certificate and diploma level 7, NVQ level 4	Master's Degree Postgraduate
6	BTEC Advanced Professional award certificate and diploma level 6, NVQ level 4	Graduate diploma Graduate certificate, Bachelor's degree

イギリスの若年者向け職業教育施策の系譜・現状・課題
 ~Wolf Report における教育・訓練・資格と移行問題を中心に
 田中 宣秀

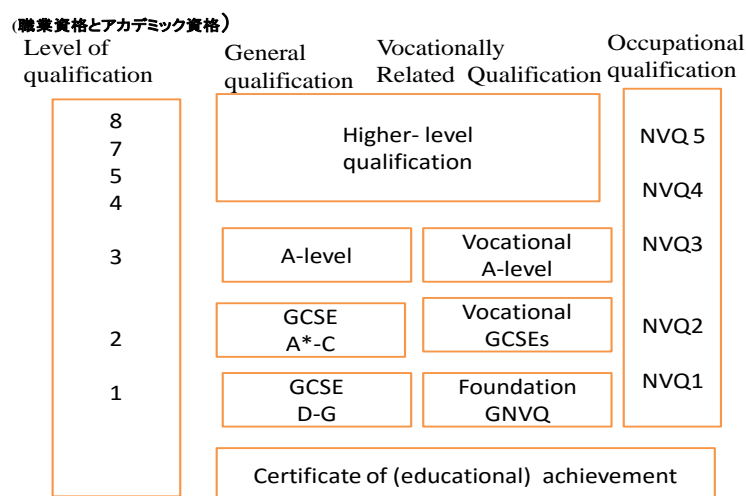
5	BTEC Professional award, certificate and diploma level 5 HND, HNC. NVQ level 4 Higher diploma	Diploma of FE Diploma of HE, Foundation degree . HND
4	NVQ level 4 , HND, HNC, Key Skills level 4 BTEC Professional award, certificate and diploma	Certificate of HE
3	AS and A Level, BTEC National, BTEC award certificate and diploma level3 NVQ level 3, Key Skill level 3, Progression diploma Cambridge International Award, International Baccalaureate Advanced Extension Award, Cambridge Technical level 3	—
2	GCSE(grades A*/C), Higher Diploma level 2, BTEC award, certificate and Diploma level 2 Functional Skills level 2 Cambridge National level 2 Cambridge Technical level 2, NVQ level 2 Key Skills level 1	—
1	Skills for Life level 1, Functional Skills level 1 GCSE(grades D-G), Cambridge National level 1 BTEC award, certificate and Diploma level 1 Foundation Diploma, Foundation Learning level	—

出所：教育省

このなかで、1983年にBTECが義務教育後の資格として登場したこと、Cambridge Assessment/OCRのような資格授与機関ができ、また、1992年にアカデミックな資格と職業資格が統合され²⁴、GNVQができたことにも注目しておきたい。また、職業資格の取得については、若年者など対象者別の職業訓練プログラムがある²⁵。

なお、政府は、Ofqualを通じGCSE, A level, AS levelを含め見直しを発表しているが、RQFに移行する前の職業資格、アカデミックな資格を含めたのが図3であり、イギリスの資格制度を一覧にして理解することができる。

図. 3 RQFに移行前の一般資格、職業関係資格、職業資格の関連図



出所：政府の報告書など種々データを参考に筆者作成

5. キャメロン政権のキャリア教育・職業教育施策の現状

5-1. 政府のキャリア教育・ガイダンス

キャメロン政権によるキャリア教育・ガイダンス施策については、キャリア教育や WRL から法的規制力を削除し、コネクションズ・サービスに代わり、NCS を創設したが、若者の相談機能を果たす役割が主で成果に関する評価は少ない。また、キャリア・ガイダンスに法的規制力を課したが、成果は未だに上がっていないことは、Ofsted 報告書でも指摘されている (田中, 2014)。

政府のキャリア教育・ガイダンスに関する方針は都度示されており、2015 年に入っても教育省から方針、*Careers guidance and Inspiration as of March, 2015* が指示されている。

しかしながら学校への指示は、財政的な支援があつてこそ機能するというのが筆者の理解であり、現時点でも WRL は所期のとおり実施されていないものと推測している。なお現政権におけるキャリア教育・ガイダンスについては改めて別稿で検証する所存。

ここでキャメロン政権が教育に熱心か、否かについても若干考察しておきたい。

教育の定義をどうするかによっても解釈が変わってくるが、連立政権発足時に、*Skills for Sustainable Growth (2010)*、*Importance of Teaching (2011)*、*The Plan for Growth (2011)* などを立て続けに公表し、2011 年教育改革法を施行する。その上で若年者対策としての白書、*Building Engagement, Building Future (2011)* を発表する。これら白書などを検証してみると、若年者の失業問題、NEET 対策、障害を持つ弱者への対策に関する言及も多く、キャメロン政権の思考・特徴が表れているとも言えよう。

キャメロン政権は当時に財政再建も視野に入れているので、キャリア教育・ガイダンスを重視するよりは、Skill を身に付け、労働移動を図るための資格に重点をおく職業教育に力を入れているものと筆者は理解している。

5-2. 政府の職業教育施策の現状

(1) 職業教育全般の取組

教育省は Wolf 報告に対し、全面的に賛意を表し、*Wolf Review of Vocational Education-Government Response* をもって回答する。さらに、FE College, Sixth Form College, LA, Academies などの相談を経た上で、Study Programmes for 15-19 year olds を公表する。その上で、白書、*Building Engagement, Building Futures* を発表したことが、キャメロン政権の職業教育実施の基本方針となったことになる。

その冒頭に J. Hayes 継続教育・技能・生涯学習大臣が、Apprenticeships を強化する対策、116 万人の NEET 対策、10 億ポンドの Youth Contract 導入、16~17 歳の障害を持つ弱者への教育施策、18~24 歳の若者を対象とした仕事体験 (向う 3 年間で受け皿を 41 万箇所まで増やす) など一連の施策を公表し、この方針が現在も職業教育の基盤となっている。

さらに、本白書では職業教育は、幅広いカリキュラムのなかでもアカデミックな教育と同様に若者の持てる力を発揮できる分野で、経済を下支えするのに必要だと強調し、その上で Wolf Report で指摘された職業教育からの失敗 (経営者が評価しない資格、英語と数学を落す生徒など) を認め、英語・数学・体験活動に尽力、改善していくという方針を基本としている。

かくして、政府は Wolf 教授の提言・指導を受けて 改革のための具体的な職業教育指針、*16 to 19 Study Year olds Programmes* を 2012 年に発表し、2015 年 3 月と 2016 年 1 月に改訂していく。それを基盤として資格が成り立つのだと開陳する。このこともキャメロン政権の職業教育に対する強い思い入れの証左であり、本稿で求めてきた職業教育施策の具体例として展開される。

表 8. 直近におけるキャメロン政権の職業教育施策

* 2010 年 : *Skills for Sustainable Growth*

* 2011 年 : Education Act 2011 (ガイダンス導入), YLPA を廃止, 権限を文部大臣に移行
LA の管掌を変更,

: *Wolf Review of Vocational Education-Government Response*

: *Building Engagement, Building Futures :Our Strategy to maximize the*

participation of 16~24 Year Olds in Education, Training and Work

- * 2012 年 : 16-19 Study Programmes 公表。 *The Richard Review of Apprenticeship*
Education Funding Agency ガイダンスウが発表
- * 2013 年 : 教育省と BIS がディスカッションペーパー *Traineeships*²⁶ 公表
Curriculum 16-19 study Programme 修正
: 16~19 study programs: advice for further education colleges 発表
- * 2014 年 ; 16~19 study programs: advice on planning and delivery に修正
: Press release: Tech Awards to boost vocational education for 14- 16-year -olds)
Technical Award 導入
: 2016 performance tables: technical and vocational qualification(2013~2014 に発表)
: *Further Education and Skills* 発表
- * 2015 年 : Post -16 work experience as a part of 16-19 study programmes and traineeships
発表
: Degree Apprenticeship 公表 (大学学位相当の資格取得が可能に)

さらに、2014 年 6 月に教育省と技能・企業大臣の Matthew Hancock は 14~16 歳の職業教育を強化するため GCSE と共に学ぶ新しい職業資格としての中等教育技術証書, Technical Award を導入すると発表 (2014 年 6 月 14 日付け Press release: Tech Awards to boost vocational education for 14- 16-year -olds 参照) するとともに funding system も変更される。

以下 Technical Award の概要について補足する。

(2) Technical Award

生徒は GCSE の最低 5 教科とともに 3 つの中等教育技術修了資格 (以下, Technical Award) の取得に向けて学ぶことができ、英語と数学のような職業選択のコアとなる基盤を形成することができる。これに伴い、2015 年 9 月からは 14 歳から 19 歳を対象とした若者に新しい職業ルートへの最初のステップが登場するが、政府は次のような体制をとると発表している。

- * 14~16 歳に対して、生徒は GCSE と同時に Technical Awards(Non-GCSE qualification) を学ぶことができる。知識と実践のスキルをもった学生に適用する質の高い level 1 と level 2 の資格である。
- * 16~19 歳に対して、A level の代わり、ないしは A level とともに Technical level を学ぶことができるが、その Tech Level/ Tech Bacc (上級数学資格と延長プロジェクトを含む) の一部として学ぶことも可能。
- * 学校またはカレッジを終えた後に、若者は Advanced apprenticeship , 大学ないし技能による就職が可能となる。

(3) Apprenticeship と Traineeships への取組み

政府が Wolf 教授の提言に応え、職業教育施策のなかでも注力している事項が二つある。一つが Apprenticeship の強化で、Apprenticeship 推進のため Learning Skills Council を通して受入れ企業に Grant が、また生徒には奨学支援金の増額など援助を強めている。

今ひとつがレベル 3 に満たない学生を対象にした訓練計画として Apprenticeship を補完する Traineeships である。ここでは Apprenticeship と Traineeships について補足説明しておく。

① Apprenticeship

政府はこれまでの Apprenticeship 制度について Doug Richard 氏に見直しの検討を依頼、氏は 2012 年に報告書を公表、以下のような提言をしている (HM, 2013)。わが国の職業教育施策に大いに参考となる。

- * 基本的な訓練を求められている職務ないし仕事に向かう人の目標に再定義する
- * Apprenticeship の成果に焦点をおく

- *信頼ある、独立した評価
- *Apprenticeship ごとに産業の基準を見直す
- *Apprenticeship を修了する前に英語と数学で level 2 への到達をめざす
- *政府支援の確保
- *訓練の多様化、イノベーション化

なお、教育省の報告 (Become an apprentice) によれば、Apprenticeship の種類は、
*Intermediate = equivalent to 5 GCSE passes, *Advanced = equivalent to 2 A level passes と
*Higher = can read to NVQ level 4 and above の3種類²⁷であったが、2015年9月に Degree Apprenticeship (Level 6 & 7)²⁸を追加し、現在4種類に区別されてきた。
また、Apprenticeship のメリットとしては以下が掲げられており、興味深い。
*経験のあるスタッフと仕事ができる、
*仕事の専門知識が得られる、
*賃金が貰える、
*支援補助金が整備されている (16-19 Bursary Fund) ,
*関連の資格取得に向けて勉強ができる (1週間に1日)。
なお、Apprenticeship への受験資格は16歳以上、イギリス在住でフルタイムの教育を受けていないものとしている。(図3参照)

表9. Apprenticeship の概要

<対象> 16歳以上、英国在住、衣服・交通費などを支給する Bursary fund あり
<期間> : Min 12カ月 出
出<利点>
所 * work alongside experienced staff
: * Gain job-specific skills
政 * Earn a wage and get holiday
府<申請など>
の * search for apprenticeship
報 * National Careers Service has advice on writing
告<現状>
書 * 事業所の受入れ数は20万箇所、経営者の13%に相当
か * Young Apprenticeship の場合、コストは1人当たり1500~2000ポンド
ら<方向>
筆 * 産業界が求める Level 3 以上を目指す
者 * 毎年20万人、(1997年に7.6万人であったものが2005年に25.6万人へ)
作 * 予算は848 millions (2012/2013)

成

② aineeshipp

政府は、2013年8月から16~19 Study Programmes の一部として学校から社会への移行を目指し16~19歳の Traineeship の導入を発表する。その後、Apprenticeship や他の仕事に就けるよう労働市場で競争できるスキル、体験を有する24歳(障害を持った人は25歳)まで受講年齢を延長していることにも注目しておきたい。同時に技能大臣の Matthew Hancock が新しい Traineeship のために2000万ポンドの予算を計上するとの発表するほどで政府の注力ぶりが分かる。

なお、新しい Traineeship について以下のように紹介されており、参考になる。

- *提供期間は最大6ヵ月であり、インタビューの準備、CVライティングなど仕事準備訓練を提供
- *英語・数学でGCSE A*-Cに達しない人の技能改善支援
- *6週間から5ヵ月に亘る質の高い仕事体験実習 (work experience placement)
- *Ofsted から特に優れている、ないし優れていると認定された提供者から訓練をうける

イギリスの若年者向け職業教育施策の系譜・現状・課題
～Wolf Report における教育・訓練・資格と移行問題を中心に
田中 宣秀

かくして 500 以上の提供者がこれまで 150 社の中小企業を含めた企業(BAE System, Siemens, Virgin Media を含む)が賛同してきること付記しておく。

なお、相談窓口は National Careers Service が行っている。

6. まとめに代えて～イギリスから学ぶこと

本稿でこれまで指摘したように、イギリスは、経済成長を維持し、国力を取り戻すためにスキルが必要であることを基本命題としてキャメロン政権は職業教育に注力する。具体的には、職業訓練を念頭に Traineeship,

Apprenticeship を強化する施策をとると同時に、GCSE とならぶ新しい資格、Tech Award を導入していく。

特に政府が強調しているのは、Network Rail, BT や Rolls Royce²⁹の Apprenticeship で、こうした企業で Apprenticeship を体験することは Oxford Harvard に入学するほど難しい (DfE & BIS,2013a) ことだとして誇りにしていることである。

また、航空機のメンテナンス、メガネ、会計制度、建築、レジャー分野で経営者と産学が連携するカレッジがあることもイギリスの特徴であり、経営者を交えた学校、FE、地域との連携強化を実践している。さらに、資格制度の充実策に関しても中小企業を含めた企業経営者のニーズに合わせた人材育成など産学連携による事業推進はわが国にとって学ぶべき点が多い。

一方でイギリスの弱点もある。経営者から評価されない職業資格や生徒が関心を惹かない資格といった対応すべき課題を抱えている。また、失業率を改善、将来の経済に繋がるスキルを持った若者を醸成することは喫緊の課題であるが、NEET、若年失業者が減少しないのは、家庭・地域の教育に課題があると考えられ³⁰、このためには学校カウンセラーとして活用することが鍵であり、NSC で相談できる段階に至るまでの期間は face to face に相談でできるシステムの導入が必要だと考える。同時に義務教育年齢を 2015 年から 18 歳に引き上げた効果検証についてわが国は注視していく必要がある。

なお、わが国では、政府は 2003 年 6 月に「若者・自立挑戦プラン」を発表してからキャリア教育が脚光を浴びてきたが、職業教育について本格的に論及されたのは、2008 年 12 月に中教審が「学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」という諮問を受けてからである (2011 年 1 月に答申発表)。その間、2003 年には「次世代育成支援対策支援法」が施行され、さらに 2010 年には「こども・若者育成支援推進法」が施行、同年に「子ども・若者ビジョン」が発表され、各県において、次世代育成行動計画が策定されている。また、青少年の雇用の促進等に関する法律」が 2015 年 9 月 18 日に公布され、10 月から順次指針が適用されることになる。

しかし、内容的には、職業能力の開発・向上の支援としてジョブ・カードの普及・促進やキャリア・コンサルタントの登録制の創設、対人サービス分野等を対象に多技能検定制度の整備等であり斬新な施策は皆無といっても良い。つまり、イギリスにおけるように 16～19 歳における職業教育や Post16 の職業コースのなかで Apprenticeship や Work Experience の実施を法律により履行させるところまでには行っていないのが実態である。

改めてこうしたことを考えると、わが国は幼児期から自然に触れ、好奇心を抱けるようにするとともに人の痛みに共感できるような人材を育成する必要がある。このため初等・中等教育時代には夢を持ち将来の人生を考えさせるキャリア教育と教養教育を含めた基礎的な学問の充実が必要である。高等教育機関においてはキャリア教育を補完するための初年次教育の充実が求められ職業教育を兼ねた専門基礎教育の充実を図るべきと考えている。

<参考文献>

BIS(2011) *Skills for Sustainable Growth: Strategy document*

BIS(2013) *Plan for Growth implementation update*

BIS(2014) *Further Education and Training*

DfES(2004) Department for Education and Skills: Five Years Strategy for Children and Skills

DfES(2005) Education and Skills

DfE(2006) *Further Education :Raising Skills, Improving Life Chances*

- DfE(2011a) *Wolf Review of Vocational Education ~Government Response*
DfE(2011b) *Study Programmes for 16-19 year olds*
DfE(2012) *Study Programmes for 16- to 19-year-olds*
DfE(2013a) *Qualifications for 14-16 Year Olds and Performance table*
DfE(2013b) *Qualifications for 14-16 Years Olds and Performance Table*
DfE& BIS(2013a) *Rigour and Responsiveness in Skills*
DfE & BIS(2013b) *Traineeship*
DfE(2014) *Technical Awards to boost vocational education for 14- to 16-year-olds*
DfE(2015a) *Technical Awards for 14 to 16 year olds: 2017 and 2018 performance tables: technical guidance for awarding organization*
DfE(2015b) *Careers Guidance and inspiration in school*
DfE(2015c) *Statistical First Release (Participation in Education, Training and Employment by 16-18 year olds in England: End 2014)*
DfE(2015d) *16 to 19 study programmes*
DfE(2015e) *Post-16 work experience as a part of 16 to 19 study programmes and traineeships.*
Fuller, A. and Unwin, L. (2011) *Vocational Education and training in the spotlight : Back to the future for the UK's Coalition Government.*
Foster, Andrew (2005) *Realising The Potential*
House of Commons Education Committee (2011) *Participation by 16-19 year olds in education and training : Government Response to the Committee's Fourth Report*
HM (2011) *Building Engagement, Building Futures*
HM(2013a) *The Plan for Growth*
HM(2013b) *The Future of Apprenticeship in England: Implementation Plan*
HM Government (2014) *Review of the Balance of Competences between the United Kingdom and the European Union Education, Vocational Training and Youth*
Institute for Public Policy Research(2013) *Vocational Education in English Schools*
IPPR(2013) *Vocational Education in English Schools*
John West and Hilary Steedman (2003) *Finding Our Way: Vocational Education in England*
Leitch, S. (2006) *The Leitch Review of Skills*
Miesshuebner, R., Holley, T., etc. (2015) *Employer's experience of Higher Apprenticeships: Benefit and barriers*
Natalia Cuddy & Tom Leney (2005) *Vocational education and training in the United Kingdom*
OECD (2014) *Skills Beyond School*
Ofsted (2012) *Skills for employment*
UKCES(2012) *Tackling unemployment, supporting business and developing careers*
UKCES(2014) *Precarious futures?~youth employment in an international context*
West, J. & Steedman, H. (2003) *Finding Our Way: Vocational Education in England*
Watts, A.G. (2014) *Careers England Policy commentary 27, 28 & 29*
Wolf, A. (2011) *Review of Vocational Education - The Wolf Report*
Will Cock (2013) *Vocational Education in English Schools*
Wallis, Patricks (2007) *Apprenticeship and Training in Premodern England*
井本由紀/ロジャー・グッドマン編 (2013) 『若年問題の社会学』明石書店
木村 浩 (2006) 『イギリスの教育課程改革』東信堂
小杉礼子 堀有喜衣編 (2006) 『キャリア教育と就業支援』勁草書房
小堀眞裕 (2005) 『サッチャリズムとブレア政治』晃洋書房
斎藤健太郎 (2013) 「近年におけるイギリスの職業訓練政策の変遷と新しい徒弟制度」『京都産業大学論集社会科学系列 30』

イギリスの若年者向け職業教育施策の系譜・現状・課題
～Wolf Report における教育・訓練・資格と移行問題を中心に

田中 宣秀

- 田中宣秀（2011）「イギリスにおける若年者雇用支援とキャリア・ガイダンスの発展～コネクション・サービスに至る経緯に着目して」, 名古屋大学大学院教育発達科学研究科附属生涯学習・キャリア教育センター『生涯学習・キャリアセンター紀要 第7号
- 田中宣秀（2011）「イギリスにおけるキャリア教育・ガイダンスの系譜・現状・課題」日本インターンシップ学会研究年報, 第14号
- 田中宣秀（2012）「イギリスにおける Work-related learning の系譜・現状・課題」名古屋大学大学院教育発達科学研究科附属生涯学習・キャリア教育センター『生涯学習・キャリアセンター紀要第8号
- 田中宣秀（2014）「キャメロン連立政権による中等教育政策の系譜・現状・課題」, 名古屋大学大学院教育発達科学研究科附属生涯学習・キャリア教育センター『生涯学習・キャリアセンター紀要第10号
- 平沼高・新井吾朗編（2008）『もうひとつのキャリア形成』職業訓練教材研究会
- 本田由紀・内藤朝雄・後藤和智（2005）『ニートって言うな』光文社
- 本田一成（1998）『イギリスにおける職業訓練制度の構造』日本労働研究機構, 日本労働研究機構きょう No78
- マイケル・サンダーソン（2010）安原義仁他監訳『イギリスの経済衰退と教育』晃洋書房
- 松井裕次郎（2009）「若年者の就業支援～EU, ドイツ, イギリスおよび日本の職業訓練を中心に」労働政策研究・研修機構『総合調査—青少年を巡る諸問題』
- 松本 純（2001）「19世紀末イギリス中小商工業者に対する技術教育振興活動の試み：ロンドン・シティ・ギルド協会の活動を中心に」経営史学
- 柳田雅明(2004)『イギリスにおける資格制度の研究』多賀出版
- 労働政策研究・研修機構（2002）『高等教育と生涯学習者』資料シリーズ No.121
- 労働政策研究・研修機構（2003）『高等教育と職業に関する国際比較調査』調査シリーズ No.135
- 労働政策研究・研修機構（2003）『教育訓練制度の国際比較調査, 研究』調査シリーズ No.136
- 労働政策研究・研修機構（2004）『イギリスにおける職業教育訓練と指導者の資格要件』
- 労働政策研究・研修機構（2009）『欧米諸国における公共職業訓練制度と実態—仏・独・英・米4カ国比較調査』
- 労働政策研究・研修機構（2014）『イギリスにおける能力評価指標の活用実態に関する調査』
- 労働政策研究・研修機構（2015）『諸外国の公共職業機関—イギリス, ドイツ, フランス, アメリカ』英文のテーマ

Development, Present Situation and Subjects of the Vocational Education Policies for the Youth in the UK : focusing on the *Review of Vocational Education*(Wolfs Report)

- 1 政府は 2015 年 3 月に法的規制のあるキャリア・ガイダンスの実践に向けて校長・学校スタッフに指針, *Careers guidance and inspiration in schools* を発表しているが, その成果については今後の検証作業を待ちたい。なお, 本稿におけるイギリスとは特記しない限り, イングランドにおけるキャリア・ガイダンス, 職業教育, 訓練, 資格などの施策に言及するものである。
- 2 わが国では, 職業教育の定義について, 「職業教育とは, 一定, または特定の職業に従事するために必要な知識, 技能, 能力を付与する教育」としている。一方, OECD においては, *Skills beyond School* など職業教育訓練 (VET) に関する報告書がでていますが, そこでは特定の職業や後期中等教育以上のキャリアを求める学生のためのプログラムや資格を含める教育・訓練と位置付けられている。
- 3 数ある資格を目指す教育が職業教育の一つの骨格であり, そのなかで実施される徒弟訓練 (以下, *Apprenticeship*) や仕事体験 (*Work Experience*) といった具体的な教育訓練手段を提供する職業教育プログラムも職業教育と理解している。一方, キャリア教育・ガイダンスのなかで実施された法的規制力のある WRL が職業教育として言及しているケースもあり, 判断が分かれるが, 当然のことながら重なりあう領域と理解している。
- 4 若年者向けの職業訓練施策が急になされたわけではない。1964年に産業訓練法が制定され, 1969年に27の産業訓練委員会 (*Industry Training Board*) ができ雇用主からの徴収により訓練が行われる。しかし, 利用できないという不満が高まり, 保守党政府は1973年に雇用訓練法を制定することで, *Manpower Service Commission (MSC)* を設置し, 政府が赤字を負担する方式での職業訓練体制が整う (本田, 2004)。

- ⁵ 学校を離学した未雇用の若者達を実地訓練を通じ就労を促進するため 1977 年に Youth Opportunity Programme(YOP)が発足 (マイケル・サンダー, P135)。1983 年には YOP に代わり YTS が設置される。その後、訓練期間が 1 年から 2 年間に延長され、Off-JT の拡充、失業者以外の参加ができるよう変更された (本田, 2004)。
- ⁶ Apprenticeship の源流ともいべきギルド制度に関しては 松本 (2001) が参考になる。なお、Wolf 教授は、1958 年当時、City and Guide の正式な資格と一体となっていた職業教育・訓練の形態があったと述べるが (Wolf, A. P70)、本田(1998)によれば、1970 年代になると雇用主の下で訓練をうける若年者訓練制度が若年者の賃金上昇や不熟練労働者との賃金格差などの問題から雇用主との関係が悪化して徒弟制度が事実上崩壊するという。因みに 1964 年に 38 万 9000 人の Apprentices が 1990 年までに 8 万 7000 人に減少し (マイケル・サンダース) 1994 年に Modern Internship として復活する。
- ⁷ 2000 年 3 月にリスボンで開催された欧州理事会でのより広い合意や 2002 年のバルセロナ理事会での教育訓練というワークプログラムもある (松井, 2009)
- ⁸ この白書は、Reitch Report と Foster Report の提言をもとに作成されたが、内容的には、経済の未来は国民と生産性、教育と訓練制度次第 (Reitch, P1~P3)であるとし、FE で教え、質の向上と資格の充実を図るとともに、Apprenticeship その他仕事訓練を実施する。19 歳までに level 3 の qualification 取得を目指すとし、この実現のため、Center of Vocational Excellence(CoVE)を稼働させ、Learning and Skills Council のもとに Post16 の生徒を支援する。その他、Train to Gain 政策実施、level 3 の qualification 取得を目指す 19~25 歳までの学習者は授業料を無料にする、などの内容となっている。
- ⁹ QTLS(Qualified Teacher learning and skills)は専門資格で 2008 年に導入されて以降 1 万 5000 人以上がこの資格を取得している。法的には NQT(Newly Qualified Teacher)と同一資格である。一方、QTS(Qualified Teacher status)は、小学校 (maintained primary school) 中学校や特殊学校 (maintained special school) で教鞭をとる際に必要な資格で一旦この資格をとると、義務教育機関で雇用される。
- ¹⁰ Non-GCSE 資格とは、GCSE の 5 教科以外の資格で、iGCSE は 2010 年 6 月以前に承認された独立学校ないしインターナショナルスクールにおける教科の資格でいずれも Ofqual の管轄下にあつて認可をうける。
- ¹¹ 田中 (2014) 参照、連立政権は WRL から法的規制力を解除し、キャリア・ガイダンス に法的規制力を付与した
- ¹² 16 歳以降の若者の教育と訓練を担う若者支援機構 (Young Peoples' Learning Agency=YPLA) は、2011 年教育法の施行により廃止され、その権限は教育大臣に移行された (田中, 2014)
- ¹³ 15~19 歳の若者の 17%がパートタイム労働に従事しているが、その多くは上手く仕事につくことができず、高いレベルの教育や訓練も受けていない (Wolf, A. P. 8)
- ¹⁴ 数学は 23 カ国中 20 位、国語 (英語) は 20 位であり、相対的な学力が低い。このため、UKCES (2014) は、仕事と教育のバランス、教育に労働体験 (Traineeship, Apprenticeship) ,安定した職業の開拓、が必要との助言をしている。
- ¹⁵ Edexcel, EDI, City and Guild, OCR などが代表的な授与団体(AO)
- ¹⁶ マイケル・サンダーソン『イギリスの経済衰退と教育』p p 121~150) に詳しい。
- ¹⁷ 文科省平成 10 年度『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』によれば、中学 3 年生の不登校児は 38,631 名で、約 3%。
- ¹⁸ ブレア政権の初期の頃、16~18 歳の若者の社会的排除や相対的に低い教育参加率に対する懸念から、1999 年に Bridging the Gap : New Opportunity for 16~18 years old not in education, employment and training という報告で NEET を取り上げたもの。このことについて本田は「イギリスでは貧困や低学歴、あるいは人種的マイノリティであることなど種々な困難が集中している極めて不利な立場にある人達を如何にして救うかという議論のなかででてきた」と JILPT の堀有喜衣氏の発言を紹介する (本田・内藤・後藤, 2006, P. 40) こうした文脈からみてイギリスでは所謂 NEET 対策単独の調査はされていないというのが筆者の理解である。
- ¹⁹ GCE-A レベルが 3 科目という狭い範囲という批判があり AS レベルが導入されたという (柳田 2004, P79)
- ²⁰ NVQ は、イングランド、ウェールズ、北アイルランドにおける仕事を基盤とした資格 (Awards) でスコットランドでは SVQ がその資格である。2003 年時点における NVQ 資格取得者は 428 万人 (2004, JILPT)
- ²¹ SSC の認証を受けるためには全ての資格は仕事の要請によって SSC が作成した全国職業基準 (National Occupational Standard) に関連していなければならない (Wolf,A.P75)

- ²²QCF (Qualification and Credit Framework) の特徴は、*すべての資格はレベル(難しさと)学習量(単位数)によって定められている、*全ての資格はユニットで構成されている(レベル, 単位数, 評価)*QCF のシステムには Awards, Certificate と Diploma の三種類の資格があり、すべての資格は単位数によって Award (1-12 単位), Certificate (13-36 単位), Diploma(37 単位) に分類される。なお1単位は10時間。
- ²³16-18 歳人口の 25%が資格を有するまでになった。(芸術・デザイン, ビジネス, 情報通信, 観光など 14 分類, JILPT,2004)
- ²⁴統合の理由について、柳田(2004)は、①職業上のコアスキルとして共有化し、学習上の無用な重複を避けること、②教育科学大臣の16歳以降のコアスキルの導入の利点発言、③CBI提言(Towards a Skill Revolution)の示唆を挙げている。
- ²⁵JILPT(2004)によれば、若年者に対して①徒弟制度、②上級徒弟制度、③NVQ訓練、④雇用準備訓練のとしてくる4つを挙げている
- ²⁶6-19 Study Programmes をもとに2013年8月からプログラムの一部として16-19歳の Traineeship 制度を開始し、その後対象年齢年16-24歳まで延ばす。プログラムの中心となるのは職業体験(work experience)で、Education and training provider が、Jobcentre, Local enterprise Partnership, LA と対応する。
- ²⁷Wolf Report には、Young Apprenticeship という表現がでてくるが、政府の報道資料にはない。但し、自動車業界などが、カレッジで職業資格を取得したいとの希望を有する KS 4 の学生向けに Young Apprenticeship の名称で募集をしている。
- ²⁸2015年9月にキャメロン首相は、Degree Apprenticeship という大学の学位が取得可能な Apprenticeship の導入を決定している。これは12分野、費用は、国が2/3、残りの1/3を雇用者が負担するというもの
- ²⁹BT社は88,000人の従業員のうち1,400人が apprentice, R. Royce社では、1年に200人を apprentice として採用、その1/3は16-17歳、1/3はポスト16歳、1/3は18歳以上で幅広い経験を積んでいる。応募者は毎年3500人という。
- ³⁰政府は NEET 対策も兼ね、*実際に有給で技能と資格が得られる Apprenticeships の充実、*仕事体験を含めた16-19歳向けの学習プログラムを通じた職業教育改革、ハンディのある若者が参加できるようにLAに法的義務を課す、*16-19歳向けの1億8000万ポンドの Bursaries Fund を含めた支援、*16-17歳の障害のある人を手助けする Youth Contract として新しいプログラムの導入を検討している(HM2011)